

環境関連法令徹底調査セミナー 様々な届出漏れと勘違い!!

法令と条例の関係と届出、忘れ去られた機器と定期自主検査

2021年2月25日

日本環境開発株式会社



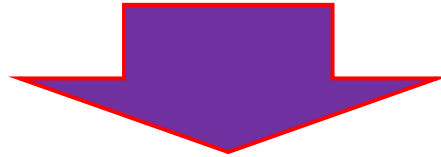
本日のプログラム

- ▶ 16 : 00 ~ 1-1、法令と条例の関係（何故それが漏れるのか）
 - ▶ 条例とは何でしょう。
- ▶ 16 : 15 ~ 2-1、法令と条例の関係（本当に該当しますか）
 - ▶ 研究所って言うけども。
- ▶ 16 : 30 ~ 3-1、定期自主検査（忘れ去られた機械たち）
 - ▶ 安全に作業を行いたいのに忘れるなんて。
- ▶ 16 : 50 ~ 4-1、漏れをなくし正しく点検しましょう
 - ▶ 環境法令コンサルティングを利用しましょう。

1-1、届出漏れの原因 ～法律と条例の関係～

条例は法律の範囲内において制定することが憲法第94条に定められており、これに加え地方自治法第14条第1項により、条例は法令に反してはならなければ制定できるとされている。

また、地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない（第2条第16項）と規定しています。



- ・**上乗せ条例**（大気汚染防止法第4条第1項、騒音規制法第4条第2項）

法令で規制されている事項について、同一目的でそれより厳しい内容を課す条例。

- ・**裾切り条例**

法令で一定規模又は一定未満を規制対象外にしている場合、この領域を規制対象にする条例。

- ・**横出し条例**（大気汚染防止法第32条、騒音規制法第27条第2項）

法令と同一目的を規制する場合、法令で規制されていない事項を規制する条例。

- ・**上積み条例**

給付等の増額等を制定する条例。

1-2、届出漏れの原因 ～法律と条例の関係～

ここで問題になる条例の施設は、横出し条例による対象施設の追加

代表的な漏れが生じる施設

例1) 冷凍機(定格出力3.75kW以上)

静岡県では、届出が必要。

例2) 冷却塔(定格出力0.75kW以上)

埼玉県では、届出が必要。

例3) 電気炉(変圧器の定格出力が500kVA以上のものに限る)

富山県では、届出が必要。

例4) 集じん装置

静岡県では、届出が必要。

なお、豊田市の場合、原動機の表示が3.7kWの場合、3.75kWとみなし届出が必要。

2-1、届出漏れの原因 ～法律と条例の関係～

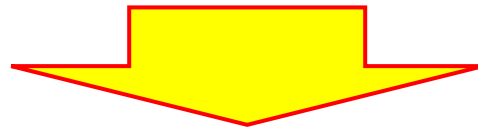
水質汚濁防止法にて届出を行う特定施設として「**洗浄設備**」があります。
ここで問題になってくるのが、第71号の2についてです。

第71号の2

**科学技術に関する研究・試験・検査・専門教育を行う事業場で、環境省令で定めるものに
設置されるそれらの業務の用に供する次の施設。**

イ 洗浄施設:機械・器具・検体等の洗浄を行う施設（写真フィルム現像洗浄施設、実験専用の排ガス
洗浄施設等）

ロ 焼入施設:金属熱処理のために使用する焼入槽・熱入装置
と規定されています。



工場付属研究所、独立した研究所のどちらですか

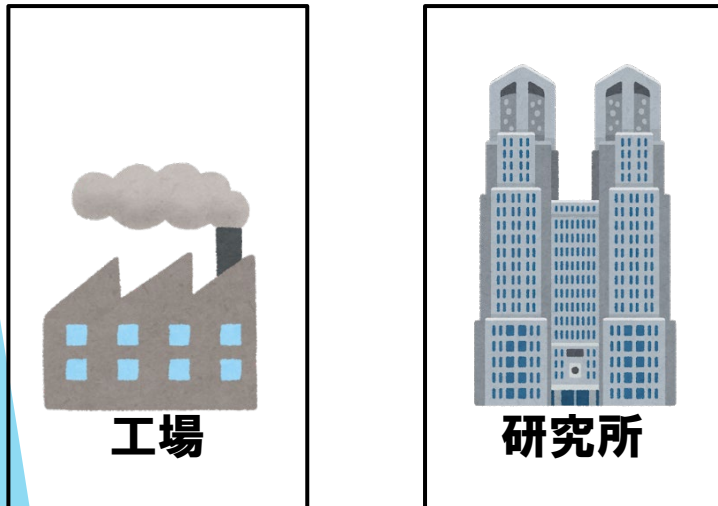
2-2、届出漏れの原因 ～法律と条例の関係～

第71号の2に該当しない具体的な施設

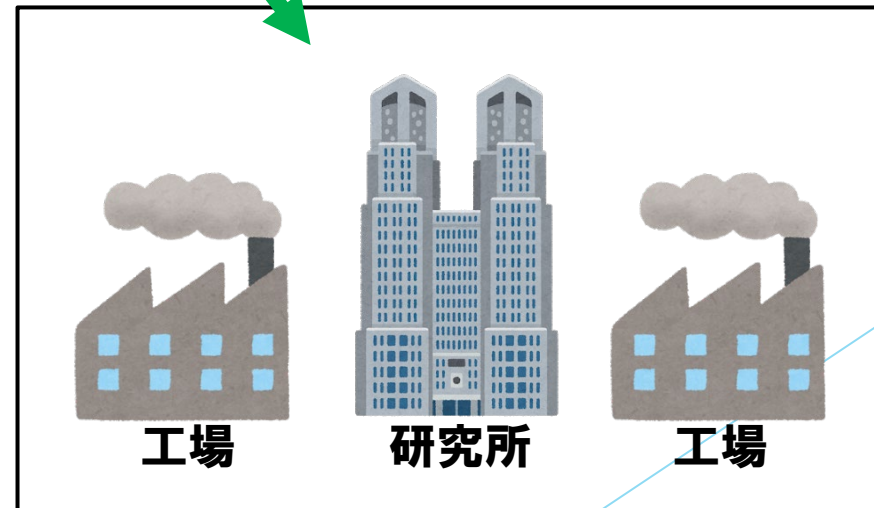
- ・衛生用の流し台、給排水目的の流し台。
- ・排水処理施設の排水分析(実験用途でない)に用いる洗浄施設。
- ・工場又は事業場に立地的、組織的に付属している研究室の洗浄施設。

(この場合、当該洗浄施設は、工場の特定施設として届出が必要な場合があります。)

別敷地又は別事業部

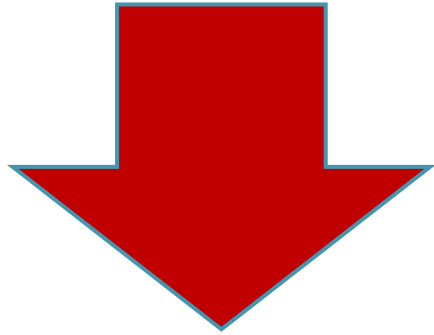


同一敷地内



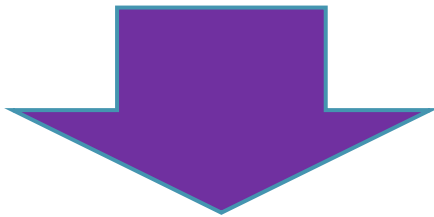
2-3、届出漏れの原因 ～法律と条例の関係～

同一敷地内及び同組織内で、「ここは研究所です。」と断言する方が多くいらっしゃいます。



研究所だと「作業主任者」の掲示は不要

しかしながら、研究所に該当すると水質汚濁防止法上、届出が必要になる施設・装置が多数存在することとなります。



- ・水洗式の「**排ガス洗浄設備**」、洗浄作業を行う「**ドラフトチャンバー**」
- ・据付・固定した「**超音波洗浄装置**」、「**全自動洗浄機**」、
- ・機械・器具の洗浄を行う「**地流し**」（特に屋外装置）

超音波洗浄装置は、機種により電波法の該当設備として届出が必要。家庭用食洗機や洗濯乾燥機等も該当する。

3-1、定期自主検査 ～点検を忘れ去られた機械たち～

労働安全衛生法に規定されている定期自主検査とは、労働安全衛生法第45条に基づいて、事業者が定期的に機械等の検査を行う事として規定しています。

ボイラー、クレーン、第一種・第二種圧力容器、遠心機、乾燥機、化学設備、局所排気装置などが、労働安全衛生法施行令第15条第1項に定期的に自主検査を行うべき機械等と規定され、その数38余りの機械等です。



計画の工事30日前に届出が必要

労働基準監督署は既に設置が完了している設備で届出漏れの場合、事後提出を受付しないことがあります。

労働安全衛生法第88条に基づく「計画の届出」で届出義務の生じない設備や届出漏れの定期自主検査を忘れてませんか。

計画の届出は、設置、変更、移動の届出があります。

3-2、定期自主検査 ～点検を忘れ去られた機械たち～

第二種圧力容器

平成2年9月、ボイラー及び圧力容器安全規則第85条の改正（条文削除）により、**設置報告書の提出義務は無くなりました**、しかしながら、「**第二種圧力容器明細書**」の保管が必要です。

ボイラー則及び圧力容器安全規則第88条に定期自主検査として、1年以内ごとに1回、定期的に、自主検査を行い、その記録を3年間保存しなければならないと規定されている。

このことで、定期自主検査も無くなったと勘違いが起こっている。

遠心機

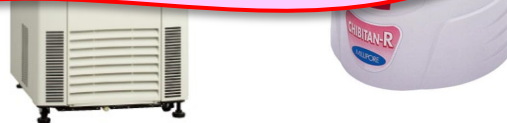
労働安全衛生法第141条
定期に定期自主検査を行

大きさが記載されていない。

また、冷却遠心機にフロン類が含まれています。3ヶ月に1回の簡易点検が必要です。

については、1年以内毎に1回定期自主検査を行わなければならないと規定している。

遠心機はどんなサイズでも定期自主検査が必要。



3-3、定期自主検査 ～点検を忘れ去られた機械たち～

小型圧力容器

小型圧力容器に該当するオートクレーブは、ボイラー及び圧力容器安全規則第94条定期自主検査とし、1年以内ごとに1回、定期に、自主検査を行い、その記録を3年間保存しなければならないと規定されている。

スポットクーラー、産業（業務）用除湿機

フロン機器として3ヶ月に1回定期点検が必要です。

移動を繰り返し工場内を縦横無尽に駆け回り活躍している機器です。

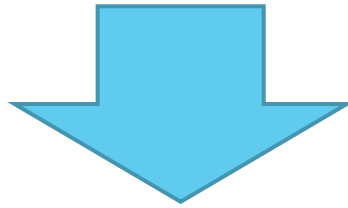


3-4、定期自主検査 ～点検を忘れ去られた機械たち～

局所排気装置

有機溶剤や特定化学物質を利用する場所に設置する排気装置です。設置の場合、労安法第88条で届出をしなければなりません。

また、設置後用途に応じた状態で適切に利用して、定期自主検査を実施していますか。



- 有機溶剤を使用しているドラフターチャンバー内で火気を使用していないですか。
- 有機溶剤の利用しか考えていないドラフトチャンバーで特定化学物質を使用していないですか。

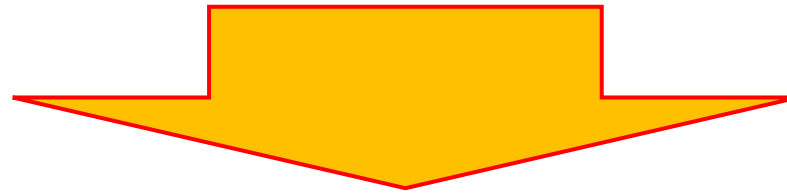
3-4、定期自主検査 ～その点検、合ってますか～

局所排気装置の定期自主検査は、正しく行っていますか。

有機溶剤有毒予防規則第20条、特定化学物質障害予防規則第30条、粉じん障害防止規則第17条において、定期自主検査は、1年以内ごとに1回と定められ、その規則ごとに制御風速は異なります。

有機則(第16条第1項表)、特化則(特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能第2項)、粉じん則(粉じん障害防止規則第十一条第一項第五号の規定に基づく厚生労働大臣が定める要件第3項)により制御風速が規定**されています。**

正しくその数値により定期自主検査は実施され、記録され、改善されていますか。



対象有害物質	制御風速
有機溶剤	0.4m/sec
特定化学物質	0.5m/sec
粒子状物質	1.0m/sec
粉じん	0.7m/sec

4、漏れをなくし、正しく点検

届出漏れをなくそう

- ・法令だけに留まらず、県条例、市町村条例も確認しましょう。
- ・社名や代表者、責任者が変更されたら、届出が必要です。
- ・詳細が不明な場合、行政と密に連携し届出漏れを防ぎましょう。
- ・弊社の環境法令コンサルティングの活用・利用しましょう。

正しく点検をしよう

- ・定期自主検査は、作業者の安全を考えた項目です。
- ・事故を防ぐのは、小さな事から積み上げていくのが大切。
- ・定期自主検査の記録を正しく整理して管理しましょう。
- ・弊社の環境法令コンサルティングを活用・利用しましょう。

5、環境関連法令徹底調査料金

①環境関連法令コンサルテーション

- ・ 1工場当たり 通常コンサル料金：3,000,000円～（税別）※1

特典：今回のセミナーご参加企業様へ

1 工場当たり コンサル費：**2,500,000円～**（税別）※1

宿泊費・交通費などは全て実費とさせていただきます。

※成果物の作成期間は約6ヶ月間、残り6ヶ月間は法律の相談やチェックシートのご質問等のご対応をさせていただきます。

※1 最低金額です。対象工場の大きさ50,000㎡を基準にしております。大きさによっては別途お見積りさせていただきます。
設備、ユーティリティの規模や数量によっても別途お見積りさせていただきます。

②環境関連法令の法改正情報提供サービス

- ・ 各省庁のメルマガやホームページを確認し、貴社に適合している法改正情報をご提供します。

月々**50,000円**×12か月＝**600,000円（税別）**※2

※2 1年単位のご契約となります。